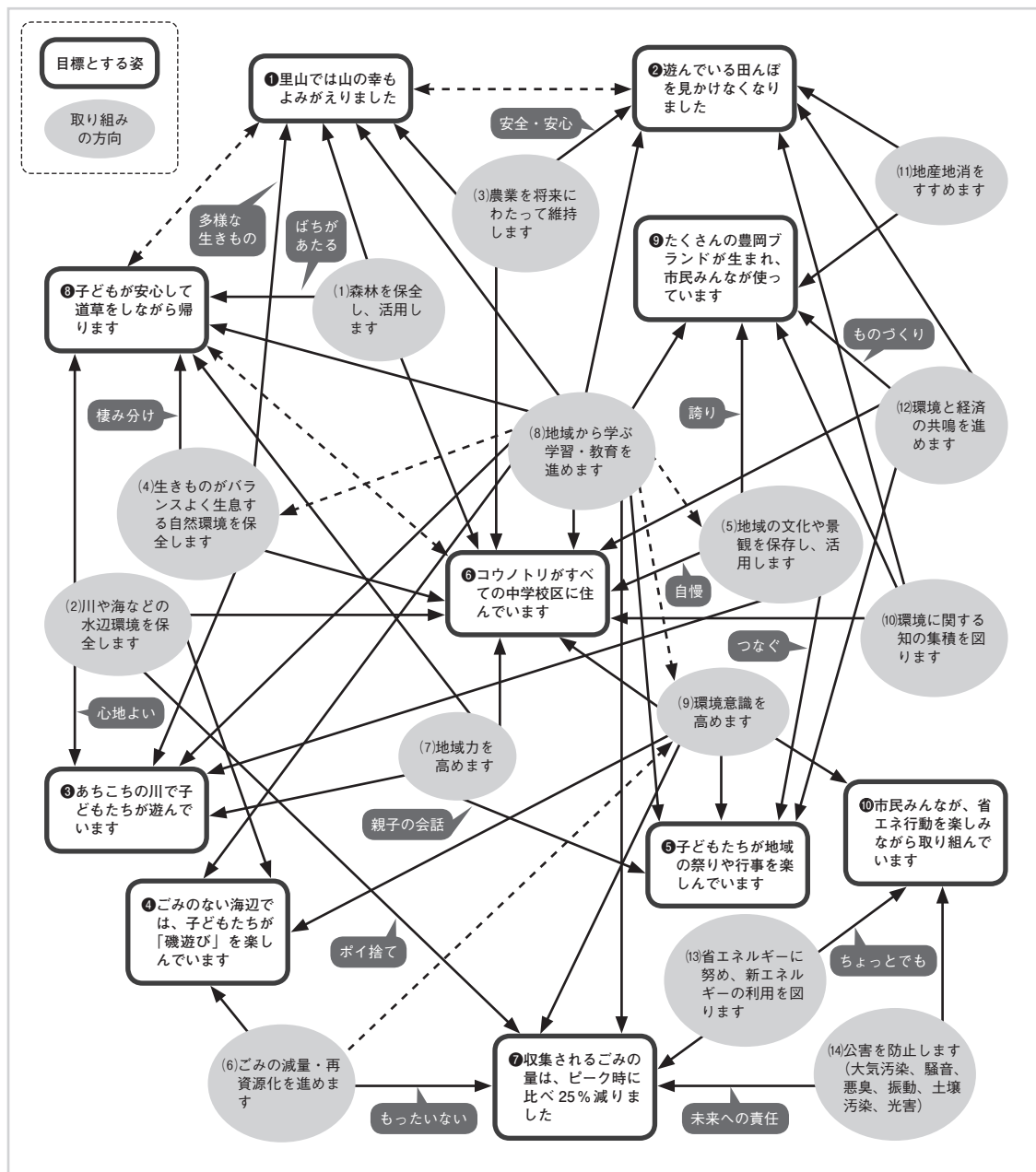


資料編

資料1：「目標とする姿」を実現するための展開図



資料2：豊岡市環境審議会委員名簿（任期：平成18年8月24日から2年間）

氏名	区分	所属等
池田 啓（会長）	学識経験者	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授
坂本 美音子（副会長）	市民	元竹野町教育委員
岡崎 典子	市民	豊岡食と農の懇話会
金子 洋一	事業者	たじま農業協同組合 代表理事専務
金 仙淑	市民	同志社大学大学院生
日下部 昌男	市民	豊岡市環境衛生組織連合会 会長
小西 孝則	事業者	豊岡商工会議所（株式会社豊岡紙器 代表取締役）
雀部 真理	市民	温暖化防止 出石
佐藤 稔郎	事業者	北但東部森林組合 参事
柴田 美鈴	市民	元北但合併協議会委員
菅村 定昌	市民	NPO 法人コウノトリ市民研究所 副代表理事
近本 孝子	市民	元北但合併協議会委員
成相 洋子	市民	但馬スローフード便プロジェクト代表
眞野 豊	事業者	津居山港漁業協同組合 代表理事組合長
安田 律子	市民	日高健康づくり推進協議会

資料3：豊岡市環境審議会等の開催

1. 環境審議会

回数等	開催日	会議の内容
第1回	平成18年8月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●委員の任命、正副会長選出 ●諮問 ●これまでの取組みについて ●環境に関する条例、計画等の位置付け等について
第2回	9月26日(火)	●環境基本条例の名称(シンボル)、基本理念及び基本方針の検討
第3回	10月19日(木)	●環境基本条例、環境基本計画の検討
第4回	11月15日(水)	●環境基本条例、環境基本計画の検討
答申	11月21日(火)	●豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例(案)の答申
第5回	12月 6日(水)	●環境基本計画の検討
第6回	平成19年1月16日(火)	●環境基本計画の検討
第7回	2月14日(水)	●環境基本計画素案の検討
第8回	3月14日(水)	●環境基本計画素案の検討
答申	3月29日(木)	●豊岡市環境基本計画(案)の答申

2. 市民環境懇談会

開催日	会場	参加人数
平成18年8月24日(木)	城崎総合支所	47人
8月25日(金)	竹野総合支所	59人
8月28日(月)	豊岡市民会館	110人
8月29日(火)	日高農村環境改善センター	62人
8月31日(木)	出石総合支所	45人
9月 1日(金)	但東市民センター 市民ホール	112人
		計435人

資料4：豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための 環境基本条例(平成18年 豊岡市条例第65号)

私たちのまち豊岡は、神鍋高原、来日岳、床尾山などの緑あふれる山、円山川、竹野川などの豊かな川、竹野浜、気比の浜などの美しい海岸といったすばらしい自然に恵まれている。

自然は時には姿を変えて災害を引き起こし、人々を苦しめるが、私たちは自然と折り合いをつけながら、農業、林業や漁業を営み、かつ、柳行李やちりめんをはじめとする産業を興し、暮らしを築き上げてきた。

また、そのような自然・文化環境の中で、多様な動植物に支えられ、食物連鎖の頂点に立つコウノトリやオオサンショウウオも、悠然と暮らしていた。

しかし、高度経済成長に伴う環境破壊、生活様式の変化などにより、山は荒れ、川は汚れ、生きものは数を減らし、豊岡を日本で最後の生息地としていたコウノトリも、昭和46年に空から姿を消してしまった。

コウノトリは、長く粘り強い取組みによってよみがえり、平成17年に最初の5羽が再び豊岡の空にはばたいた。絶滅と復活の歴史に接してきた私たちは、この取組みによって、多くのことを知った。そして、人とコウノトリが共に生きることができる環境、つまりコウノトリの生息を支える豊かな自然とコウノトリを暮らしの中に受け入れる文化こそが、人にとってすばらしい環境であるとの確信を得るに至ったのである。

私たちは、コウノトリの野生復帰をシンボルとしてすばらしい環境を広げ、将来の世代につないでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、コウノトリと共に生きるまちづくりを進めるに当たり、環境の保全について基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策の推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境の保全」とは、良好な環境を保存し、再生し、及び創造することをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 豊岡に住み、及び豊岡を訪れるすべての者が当たり前のこととして、人とコウノトリが共に生きるまちにふさわしい行動をとること。
- (2) 良好な環境は先人から受け継いだものであることを認識し、次の世代に引き継ぐこと。
- (3) 地域ごとに異なる環境に応じ、地域の個性を生かして取り組むこと。

(市民等の取組み)

第4条 市民、事業者、来訪者及び市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、自主的に、及び地域等において相互に協力し、それぞれができることに取り組むものとする。

(施策の基本方針)

第5条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たり、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 自然的資源、文化的資源及び歴史的資源に関する理解を深めることにより、それらを良好な状態で保全

すること。

- (2) 良好な自然環境を保存、再生及び創造することにより、人と生きものが将来にわたってバランスよく共生するまちづくりを推進すること。
- (3) 市民、事業者及び市が連携して資源の無駄遣いをなくし、循環型のまちづくりを推進すること。
- (4) 子どもたちに環境の大切さを伝えるとともに、市民及び事業者の環境に関する意識を高めることにより、環境にやさしい人づくりを推進すること。
- (5) 環境の保全に関する活動と経済活動の共鳴を図ることにより、環境の保全に関する活動を持続的に推進すること。
- (6) 前各号に掲げる事項その他環境の保全のために必要な事項を推進することにより、地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第6条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、豊岡市環境審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

6 市長は、第2項第1号の目標を設定したときは、毎年度、その達成状況を評価するものとする。

(行動指針の策定)

第7条 市長は、環境基本計画に基づき、市民、事業者及び市が環境の保全に取り組むための指針を策定し、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の指針の策定及び変更について準用する。

(市民等の意見の反映)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たり、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

(市民等の自主的な活動の支援)

第9条 市は、市民及び事業者の環境の保全に資する自主的な活動を促進するため、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(市の環境への配慮等)

第10条 市は、その事務を進めるに当たり、基本理念に照らし環境の保全に適正に配慮し、及び率先して行動しなければならない。

2 市長は、市の実施する事務が環境の保全に資するものとなるよう、適切な措置を講ずるものとする。

(情報の収集)

第11条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報の収集に努めるものとする。

(情報の公表)

第12条 市長は、毎年度、次に掲げる事項を豊岡市環境審議会の意見を付して公表しなければならない。

- (1) 環境の状況

- (2) 第6条第2項第1号の目標の達成状況及びその評価
 - (3) 市民、事業者及び市が環境の保全について取り組んだ内容及びその成果
 - (4) 環境の保全に関する市民及び事業者の意見並びにその施策への反映状況
 - (5) その他環境の保全に関し市長が必要と認める事項
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全に資するため、個人及び団体の利益及び権利の保護に配慮しつつ、環境に関する情報を公表しなければならない。
 - 3 市は、環境に関する情報を公表するときは、その情報が市民及び事業者にとって理解しやすいものとなるよう、努めなければならない。

(規制等の措置)

第13条 市長は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、環境の保全を推進するため、指導、助言その他の適切な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第14条 市は、環境の保全のために必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体と協力して、環境の保全に関する施策を推進するものとする。

- 2 市は、環境の保全のために必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に意見を述べるものとする。

(環境審議会)

第15条 環境の保全に関し、基本的事項を調査審議するため、豊岡市環境審議会を置く。

- 2 豊岡市環境審議会の所掌事務、組織、運営その他必要な事項については、別に条例で定めるところによる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第6条第6項及び第12条第1項の規定は、それらの規定に定める平成19年度に係る事項から適用する。

資料5 豊岡市の環境の状況

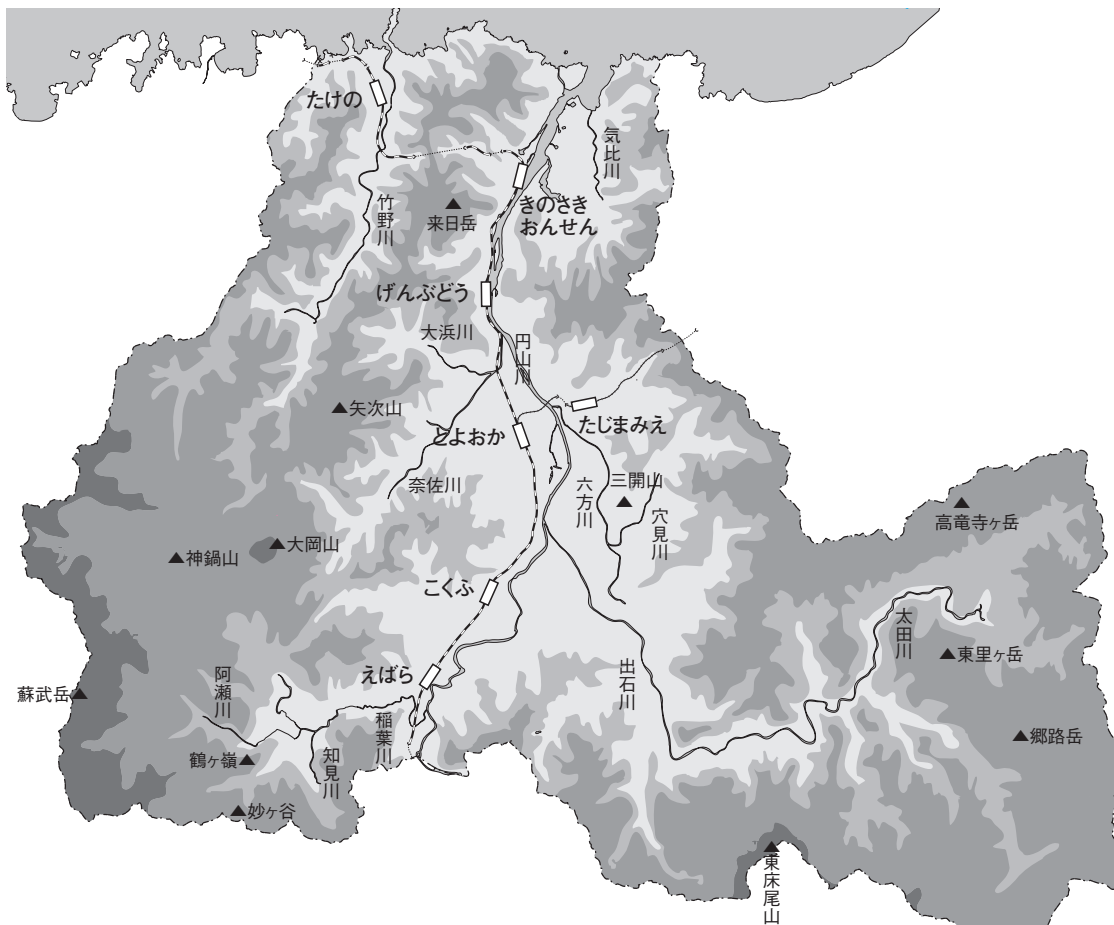
1. 位置・地勢 — 周囲を山々に囲まれ、中央部を円山川が流れ日本海へ注ぐ —

豊岡市は、兵庫県の北東部に位置しており、東は京都府京丹後市、西は美方郡香美町、南は養父市、朝来市に接し、北は日本海に接しています。

市の面積は697.66km²で、周囲を山々に囲まれ市域の8割を山林が占め、中央部は豊岡盆地となり、円山川が悠々と流れています。

海岸部は、山陰海岸国立公園、山岳部は氷ノ山・後山・那岐山国定公園に指定され、多彩な四季を織りなす自然環境に恵まれています。

平成17年9月には、国の天然記念物に指定されているコウノトリの自然放鳥が行われ、一度野外で姿を消した野生動物の人里での野生復帰を目指すとともに、コウノトリも住める豊かな環境を保全し、コウノトリと共に生きるまちづくりの取り組みを進めています。



2. 自然

(1) 気象の状況

年次	気温 (°C)			湿度 (%)	降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	霧日数 (日)
	平均	最高極	最低極				
平成7年	13.6	38.2	-5.7	79	2,106	90	100
8年	13.7	36.9	-5.0	79	2,065	80	117
9年	14.4	37.3	-5.1	79	2,044	26	114
10年	15.4	36.8	-3.8	81	2,072	26	94
11年	14.7	37.1	-5.7	80	2,127	65	99
12年	14.5	39.3	-3.7	79	1,955	48	88
13年	14.3	36.8	-6	78	2,451	52	83
14年	14.6	37.9	-3.3	76	2,047	46	77
15年	14.3	36.2	-5.5	77	1,829	28	71
16年	15.4	37.2	-4.7	76	2,510	46	60
17年	14.5	37.2	-5.9	78	2,114	45	59
18年	14.5	36.8	-6.3	78	2,083	79	78

資料：気象庁

(2) 大気状況

① 県一般環境大気測定局における測定結果：年平均値 (市役所測定局)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
一酸化窒素 (ppm)	0.005	0.003	0.003	0.007	0.004	0.005	0.004	0.005	0.003	0.004
二酸化窒素 (ppm)	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010	0.011	0.010	0.009	0.009	0.009
二酸化硫黄 (ppm)	0.002	0.002	0.003	(0.003)	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002
浮遊粒子物質 (mg/m ³)	0.022	0.024	0.029	0.022	0.021	0.024	0.024	0.019	0.019	0.019

資料：兵庫県環境白書

② 県自動車排出ガス測定局における測定結果：年平均値 (国道312号小尾崎測定局)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
一酸化窒素 (ppm)	0.011	0.008	0.008	0.009	0.007	0.010	0.011	0.009	0.010	0.008
二酸化窒素 (ppm)	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015	0.017	0.016
一酸化炭素 (ppm)	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5

資料：兵庫県環境白書

(3) 河川の水質 (BOD 生物化学的酸素要求量) の推移

(単位：mg/ℓ)

河川	観測地点 (環境基準)	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
円山川上流	上ノ郷 (2.0mg/ℓ)	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6
円山川下流	立野大橋 (3.0mg/ℓ)	0.9	0.7	1.0	0.7	0.7
竹野川	竹野新橋 (2.0mg/ℓ)	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5

資料：兵庫県環境白書

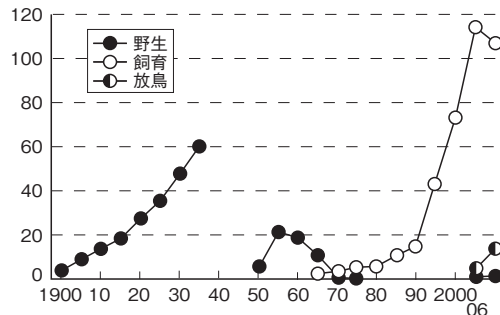
(4) コウノトリの野生復帰

年 代	コウノトリの野生復帰の歩み
昭和30年 (1955年)	コウノトリ保護協賛会が発足し、官民一体となった保護運動を展開。
昭和31年 (1956年)	コウノトリは20羽に減少。コウノトリが特別天然記念物の指定を受ける。
昭和37年 (1962年)	兵庫県が、特別天然記念物コウノトリの管理団体として指定を受ける。
昭和38年 (1963年)	コウノトリは11羽に減少。巣から卵を取り、人工孵化を試みるが成功せず、野生個体を捕獲し、人工飼育に踏み切ることを決定。
昭和39年 (1964年)	コウノトリ飼育場（現保護増殖センター）の建設に着手。
昭和40年 (1965年)	野上地区にコウノトリ飼育場が完成。一つがいを保護し、人工飼育スタート。
昭和46年 (1971年)	野生最後の1羽が豊岡市内で保護されたが死亡。これにより日本国内の野生コウノトリが消滅。
昭和60年 (1985年)	ロシア（ハバロフスク地方）から野生の幼鳥6羽を受贈。
昭和61年 (1986年)	豊岡盆地に生息し、飼育場で人工飼育されていた最後のコウノトリが死亡。
平成元年 (1989年)	人工飼育で初の繁殖に成功。以後、毎年繁殖に成功。
平成4年 (1992年)	野生復帰構想スタート。
平成6年 (1994年)	飼育下第3世代が誕生。 「コウノトリ未来・国際かいぎ」開催。
平成9年 (1997年)	県立コウノトリの郷公園の整備に着手。
平成10年 (1998年)	増殖事業は軌道に乗り、飼育下のコウノトリは50羽を超える。
平成11年 (1999年)	県立コウノトリの郷公園が開園。
平成12年 (2000年)	市立コウノトリ文化館が開館。 第2回「コウノトリ未来・国際かいぎ」開催。
平成13年 (2001年)	飼育コウノトリは80羽を超える。
平成14年 (2002年)	飼育コウノトリが100羽を超える。 野生のコウノトリ（ハチゴロウ）が飛来し定着する。
平成15年 (2003年)	県が「コウノトリ野生復帰推進計画」を策定。 コウノトリ野生復帰推進連絡協議会が設置される。 市が安全・安心な農産物ブランド「コウノトリの舞」を商標登録。 「コウノトリと共生する水田づくり」を始める。
平成16年 (2004年)	「コウノトリファンクラブ」が発足する。
平成17年 (2005年)	9月24日コウノトリ5羽を自然放鳥。 第3回「コウノトリ未来・国際かいぎ」を開催。
平成18年 (2006年)	野生のコウノトリ1羽が飛来し定着する。 放鳥拠点で孵化した2羽が巣立ちし、野生化。 飼育コウノトリ3羽を自然放鳥、放鳥拠点（河谷）のコウノトリ4羽を段階放鳥。

※コウノトリの羽数(H19.3.31現在)

		羽 数
兵庫県立コウノトリの郷公園		107羽
放鳥個体	H17.9 放鳥	4羽
	H18.7 ケージから巣立ち	2羽
	H18.9 放鳥	7羽
野 生 個 体		1羽
合 計		121羽

コウノトリの羽数の移りかわり



3. 世帯・人口、就業者数の推移

(1) 世帯及び人口の推移(各年10月1日現在)

年次	面積 (km ²)	世帯数	人口			1世帯当りの人員	年齢別人口		
			総数	男	女		14歳以下	15～64歳	65歳以上
◎ 2	697.66	26,441	94,163	44,960	49,203	3.56	17,955	59,743	16,457
◎ 7	697.66	28,131	93,859	44,974	48,885	3.34	16,072	58,557	19,230
◎ 12	697.66	29,181	92,752	44,637	48,115	3.18	14,508	56,489	21,755
13	697.66	29,449	92,503	44,499	48,004	3.14			
14	697.66	29,624	91,996	44,257	47,739	3.11			
15	697.66	29,702	91,188	43,843	47,345	3.07			
16	697.66	29,943	90,617	43,543	47,074	3.03			
◎ 17	697.66	29,617	89,208	42,695	46,513	3.01	12,966	53,177	23,059

(注) 本表は5年毎の国勢調査結果及び兵庫県推計人口結果である。

◎…国勢調査結果

(2) 産業別就業者数

(単位：人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第1次	7,051	5,453	4,823	3,581	3,544
第2次	16,916	17,921	17,129	15,485	13,485
第3次	25,662	26,217	27,834	28,179	28,088
分類不能	49	48	20	143	73
計	49,678	49,639	49,806	47,388	45,190

資料：国勢調査

4. 森林

(1) H18.3.31現在所有者別森林面積

(単位：ha)

	その他	広葉樹	針葉樹	計
総数	1,110	27,410	26,014	54,534
公有林	53	1,537.2	1,670.5	3,261
私有林	1,020	24,947	23,716	49,683
共有林	37	925	628	1,590

(2) 林業就業者数(国勢調査)

	平成12年	平成17年
就業者数	46人	26人

5. 農業

(1) 農家数の推移

(単位：人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
専業	585	647	617	468	546
1種兼業	855	562	648	361	296
2種兼業	6,930	6,251	5,496	3,703	2,936
自給的農家				1,732	2,021
農家数合計	8,370	7,460	6,761	6,264	5,799

※平成12年から自給的農家の専兼業別調査簡素化

(世界農林業センサス)

(2) 経営耕地のある農家数と経営耕地面積

(単位：a)

区分	総数		田		畑		樹園地	
	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
総数	6,259	4,435	6,104	3,914	5,956	462	442	58
豊岡市	1,896	1,601	1,830	1,441	1,553	134	145	26
城崎町	176	95	171	82	1,151	11	17	2
竹野町	588	255	572	214	499	35	62	5
日高町	1,829	1,117	1,786	917	1,447	184	128	16
出石町	842	748	824	689	665	53	50	6
但東町	928	619	921	571	641	45	40	3

資料：平成12年農林業センサス

6. 漁業

(1) 漁獲量の推移

年次	漁家数(戸)			漁獲量(t)			漁獲高(万円)		
	計	津居山港	竹野浜	計	津居山港	竹野浜	計	津居山港	竹野浜
平成13年 (2001)	243	142	101	2,842	2,346	496	201,420	176,365	25,055
平成14年 (2002)	234	138	96	3,105	2,574	531	192,677	167,545	25,132
平成15年 (2003)	237	143	94	2,745	2,231	514	175,006	152,915	22,091
平成16年 (2004)	218	125	93	2,760	2,167	593	185,093	165,389	19,704
平成17年 (2005)	212	124	88	2,556	2,107	449	171,629	155,783	15,846

7. ごみ

(1)ごみ収集量

(単位：t)

年 度	計	計画収集	一般搬入
平成13年(2001)	40,030	24,502	15,528
平成14年(2002)	36,649	21,161	15,488
平成15年(2003)	37,969	21,367	16,602
平成16年(2004)	36,602	19,574	17,028
平成17年(2005)	36,260	17,647	18,459

(注)清掃土砂・災害ごみを除く

(2)ごみ種別搬入量

(単位：t)

	燃 や す ご み	燃 や さ い ご み	びん・かん	ペットボトル	プラスチック 製容器包装	紙 製 容器包装	清掃土砂	計
平成13年(2001)	35,380	3,117	1,424	109	—	—	442	40,472
平成14年(2002)	31,777	2,496	1,434	143	458	341	368	37,017
平成15年(2003)	32,915	2,648	1,396	138	517	354	350	38,318
平成16年(2004)	35,323	2,745	1,263	133	449	252	961	41,126
平成17年(2005)	33,085	1,894	1,185	111	439	230	611	37,555

(注)平成16、17年度には災害ごみを含む

(3)資源ごみ集団回収

年 度	団体数	回収量(t)
平成13年(2001)	463	2,669
平成14年(2002)	513	3,340
平成15年(2003)	601	3,469
平成16年(2004)	663	3,563
平成17年(2005)	612	3,990

8. 指定文化財件数

種 別		国指定	県指定	市指定	計
建 造 物	建 造 物 (石造物を含む)	6	4	45	55
美術工芸品	絵 画	1	6	18	25
	彫 刻	4	13	30	47
	工 芸 品	1	1	18	20
	書跡・典籍	—	1	29	30
	古 文 書	—	—	7	7
	考古資料	—	6	15	21
	歴史資料	—	1	2	3
無形文化財	無形文化財保持者	—	—	1	1
	有形民俗	—	1	7	8
	無形民俗	—	2	9	11
史 跡 名 勝 天然記念物	史 跡	2	6	28	36
	名 勝	1	2	10	13
	天然記念物	2	12	22	36
	◇ (地域を定めず)	7	—	—	—
	特別天然記念物	—	—	—	—
	◇ (地域を定めず)	2	—	—	—
	計	26	55	241	322

9. エネルギー

(1) 電灯・電力需要状況(平成17年)

需要口数				消費量 (千 kwh)			
総 数	電 灯	電 力	その他	総 量	電 灯	電 力	その他
65,084	55,471	9,251	362	602,892	233,432	364,155	5,305

- (注) 1. 電灯とは、定額電灯、従量電灯、公衆街路灯、時間帯別電灯
 2. 電力とは、深夜電力、高圧電力、低圧電力、業務用電力、大口電力、事業用電力
 3. その他とは、臨時的なもの(建設工事に用、臨時電灯電力、農滋養電力等)

資料：関西電力㈱豊岡営業所

(2) ガスの業種別需要状況(平成17年)

年 度	総 数	家庭用	業 務 用					
			計	医療用	商業用	工業用	公用	その他

(需要戸数) (単位：戸)

17	8,813	7,567	1,246	55	99	30	162	0
----	-------	-------	-------	----	----	----	-----	---

(需要量) (単位：千 m³ / 11,000kcal)

17	7,743,715	2,988,172	4,755,543	2,015,094	1,927,544	36,989	775,916	0
----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	--------	---------	---

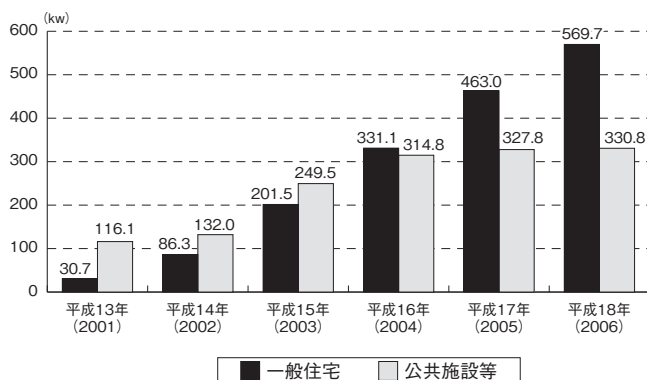
資料：豊岡エネルギー

(3) 太陽光発電システム設置状況

(出力：kw)

設置年度	一般住宅	公共施設等
～平成13年度	30.7	116.1
平成14年度	55.6	15.9
平成15年度	115.1	117.5
平成16年度	129.7	65.3
平成17年度	131.9	13.0
平成18年度	106.7	3.0
計	569.7	330.8

太陽光発電システム設置累計



10. 下水道普及率

設置年度	行政人口	整備済人口	水洗化済人口	普及率 (%)	水洗化率 (%)
H13 (2001)	94,308	71,404	50,540	75.7	53.6
H14 (2002)	93,891	82,053	57,975	87.4	61.7
H15 (2003)	92,831	88,278	64,736	95.1	69.7
H16 (2004)	92,272	91,235	69,887	98.9	75.7
H17 (2005)	91,493	90,631	73,074	99.1	79.9

豊岡市環境基本計画

平成19年4月

発行：兵庫県豊岡市

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2-4

TEL.(0796)23-1111

FAX.(0796)24-8101

〈URL〉 <http://www.city.toyooka.lg.jp/>